

さいたま市告示第 1 7 4 6 号

さいたま市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱の一部
を改正する告示

さいたま市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱（平成 17
年さいたま市告示第 1118 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(申請等の指定) 第 3 条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項又は条例第 3 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等は、埼玉県市町村電子申請サービスの共同利用に係る事業における埼玉県市町村電子申請サービス（第 4 条、第 6 条及び第 7 条において「電子申請サービス」という。）を使用する方法により行う別表第 1 左欄に掲げる申請等とする。		(申請等の指定) 第 3 条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。 <u>以下「法」という。</u> ）第 6 条第 1 項又は条例第 3 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等は、埼玉県市町村電子申請サービスの共同利用に係る事業における埼玉県市町村電子申請サービス（第 4 条、第 6 条及び第 7 条において「電子申請サービス」という。）を使用する方法により行う別表第 1 左欄に掲げる申請等とする。	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
申請等	根拠条文等	申請等	根拠条文等
[略]		[略]	
税証明等交付請求書の提出	地方税法第 20 条の 10、 <u>第 382 条の 3 及び第 382 条の 4</u> 並びにさいたま市市税条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 64 号。以下「市税条例施行規則」という。）第 9 条及び第 13 条の 3	税証明等交付請求書の提出	地方税法第 20 条の 10 及び第 382 条の 3 並びにさいたま市市税条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 64 号。以下「市税条例施行規則」という。）第 9 条及び第 13 条の 3
[略]		[略]	
市民税・県民税申告書の提出	[略]	市民税・県民税申告書の提出	[略]
市民税・県民税減免申請書兼森林環境税免除申請書の提出	地方税法第 45 条及び第 323 条、森林環境税及び森林環境譲与税		

	に関する法律第 11 条 並びに市税条例第 47 条		
軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書の提出	地方税法第 463 条の 19 第 1 項並びに市税条例第 94 条第 1 項及び第 2 項	軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書の提出	地方税法第 463 条の 19 第 1 項及び市税条例第 94 条
軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）の提出	地方税法第 463 条の 19 第 1 項及び市税条例第 94 条第 3 項		
軽自動車税（種別割）の減免申請書の提出	地方税法第 463 条の 23 並びに市税条例第 96 条及び第 97 条		
[略]		[略]	
固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書の提出	地方税法附則第 15 条の 10 第 1 項及び市税条例附則第 19 条第 15 項	固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書の提出	地方税法附則第 15 条の 10 第 1 項及び市税条例附則第 19 条第 14 項
固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書の提出	地方税法附則第 15 条の 11 第 1 項及び市税条例附則第 19 条第 16 項	固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書の提出	地方税法附則第 15 条の 11 第 1 項及び市税条例附則第 19 条第 15 項
[略]		[略]	
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	
届出等		届出等	
[略]		[略]	
土地課税台帳付属図（公図）の写し又は固定資産税路線価公開図の閲覧（無料）に係る固定資産税関係各種請求書の提出		土地課税台帳付属図（公図）の写し又は固定資産税路線価公開図の閲覧（無料）に係る固定資産税関係各種請求書の提出	
還付口座振込依頼書の提出			

附 則

この告示は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条及び別表第 1 の改正（同表に市民税・県民税減免申請書兼森林環境税免除申請書の提出の項、軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）の提出の項及び軽自動車税（種別割）の減免申請書の提出の項を加える改正を除く。）は、公布の日から施行する。